

## 地方独立行政法人市立東大阪医療センター役員規程

平成28年10月1日市立東大阪医療センター規程第2号  
最終改正 平成30年1月24日市立東大阪医療センター規程第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター定款第7条に規定する  
役員職務その他役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員職務)

第2条 役員は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター（以下「法人」という。）  
の使命とその業務の公共性を認識し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

3 役員は、その業務について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）、他の法令、東大阪市の条例及び規則並びに定款、法、他の法令又は東大阪市の条例に基づいてする市長の処分並びに法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

4 役員（監事を除く。）は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

5 役員は、その任務を怠ったときは、法第19条の2の規定に基づき、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(役員職務等)

第3条 理事長は、法人の業務を総理するに当たって、副理事長、理事、院長その他の法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に業務上必要な指示を行うものとする。

2 副理事長は、理事長の命を受けて、業務に関して理事間の必要な調整を行い、又は業務の目的の達成のために役職員に必要な指示を行うものとする。

3 副理事長は理事長に事故があるとき又は欠けたときにその職務を代理する。

4 理事長及び副理事長に事故があるときにその職務を代理し、又は欠けたときにその職務を行う理事は、あらかじめ理事長が定める理事の順序によるものとする。

(法人の職員を兼ねる理事等)

第4条 院長その他の法人の職員は、理事長、副理事長又は理事を兼ねることができる。

2 前項の規定により法人の職員を兼ねる理事長、副理事長又は理事は、非常勤とする。

(理事等の解任)

第5条 理事長は、法第17条第2項又は第3項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、当該副理事長又は理事に弁明の機会を付与するとともに、理事会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年1月24日市立東大阪医療センター規程第71号）

この規程は、平成30年1月24日から施行する。